

篠山市原子力災害対策検討委員会の傍聴・会議録の作成公開について

篠山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する条例（平成18年9月29日条例第46号）に基づき、下記のとおりとする。

- 1 会議 原則として公開とする。
- 2 会議の公開の方法
 - (ア)傍聴者の定員 5名とする。
 - (イ)傍聴の受付 先着順により定員に達するまでとする。
 - (ウ)傍聴者に係る遵守事項 裏面の傍聴要領のとおり。
 - (エ)会議資料 傍聴者に配付する。会議終了後、インターネットホームページで公表する。
- 3 会議開催の公表方法
 - (ア)会議の開催については、あらかじめ会議の開催の事前公表をすることとし、インターネットホームページにより行う。
- 4 会議録の作成及び確認方法

会議録は、会議終了後すみやかに作成するよう努める。なお、当会議の会議録は、審議経過における委員の発言を制約しないことから無記名とし、委員の発言内容や会議の経過等の要旨をまとめるものとする。
- 5 会議録の確認

事務局で会議録（案）を作成後、委員長に一任する方法で会議録を確認する。
- 6 会議録等の公表

会議録作成後7日以内に公表する。公表方法は、市民安全課事務室での閲覧、インターネットホームページへの掲示により行う。

傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 篠山市原子力災害対策検討委員会の傍聴を希望する方は、対策会議の開催予定時刻までに、受付し、事務局の指示に従って委員会の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行います。したがって、定員になりしだい、受付を終了します。

2 委員会の秩序維持

- (1) 傍聴者は、委員会を傍聴するにあたっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が 3 の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 委員会を傍聴するにあたって守るべき事項

傍聴者は、委員会を傍聴するにあたっては、次の事項を守ってください。

(篠山市附属機関等の会議及び会議録の公開に関する条例施行規則（平成18年9月29日規則第51号）より)

- (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。
- (4) 会議場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員長が特に承認したときは、この限りでない。
- (5) その他、会議場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。